

議案第126号

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
<p>金額</p> <p>16,775,799円</p> <p>〔見舞金 14,220,040円〕 〔医療費 2,555,759円〕</p> <p>被害者</p> <p>70歳代</p>	<p>令和3年12月23日午後1時45分頃、本市職員土井伸之の運転する本市環境局東南環境事業センター所属のじん芥自動車なにわ480ち7382号車が、平野区西脇1丁目10番26号先交差点を右折西進しようとした際、同交差点西詰横断歩道を北から南に向かって通行していた自転車に気付かなかつたため、本車右側面後部が同自転車に接触し、その衝撃で同車に乗っていた被害者が路上に転倒し、負傷したものである。</p> <p>同人は、左大腿骨頸部^{けい}骨折のため約6箇月にわたり入院及び通院治療を続けたが、左股関節に機能障害を残した。</p>

令和5年7月6日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。